記 者 発 表 資 料

令和６年８月２１日
東 北 地 方 整 備 局

有資格業者に対する指名停止措置について

指名停止措置の概要

１．指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社永沢水道工業	岩手県一関市三関字神田１７１－１

２．指名停止措置期間
令和６年８月２１日　～　令和７年１月２０日　（　５ヵ月　）

３．指名停止措置の範囲
東北地方整備局管内

４．事実概要
株式会社永沢水道工業の元専務取締役は、岩手県一関市が発注した複数の公共工事の入札において、同市職員が漏洩した情報を入手し、その見返りとして飲食接待をしたとして、令和６年５月２８日及び同年６月１９日、岩手県警に公契約関係競売入札妨害及び贈賄の容疑で逮捕され、同年６月１９日に盛岡地検に公契約関係競売入札妨害及び贈賄の罪で起訴された。

５．指名停止措置理由
上記のことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第２第１０号に該当する。

参考
○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」 別表第２（抜粋）

措　置　要　件	期　間
（公契約関係競売等妨害又は談合） 10　他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（第１２号に掲げる場合を除く。）	逮捕又は公訴を知った日から 3ヶ月以上12ヶ月以内

＜発表記者会：宮城県政記者会、岩手県政記者クラブ、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

問い合せ先
国土交通省　東北地方整備局（ＴＥＬ　022-225-2171）（代表）
○ 総務部　契約課　　課長　　川崎（かわさき）　友美（たすみ）　（内線　2511）
建設専門官　渋谷（しぶや）　隆博（たかひろ）　（内線　2512）